

## ◆確認検査業務手数料規程（案）

### (1) 確認申請の基本手数料

(非課税)単位：円

| 申請床面積               | 確認の特例有りの建築物※ <sup>1</sup> |        | 左記以外                   |         |
|---------------------|---------------------------|--------|------------------------|---------|
|                     | 一戸建ての住宅等※ <sup>2</sup>    | 左記以外   | 一戸建ての住宅等※ <sup>2</sup> | 左記以外    |
| 100㎡以下              | 25,000                    | 30,000 | 54,000                 | 79,000  |
| 100㎡を超え 200㎡以下      | 35,000                    | 43,000 | 74,000                 | 129,000 |
| 200㎡を超え 300㎡以下      | 45,000                    | 54,000 | 105,000                | 159,000 |
| 300㎡を超え 500㎡以下      | 51,000                    | 61,000 | 135,000                | 177,000 |
| 500㎡を超え 1,000㎡以下    | 59,000                    | 71,000 | 225,000                | 275,000 |
| 1,000㎡を超え 2,000㎡以下  | 見積もり                      |        | 275,000                | 380,000 |
| 2,000㎡を超え 3,000㎡以下  |                           |        | 350,000                | 435,000 |
| 3,000㎡を超え 4,000㎡以下  |                           |        | 415,000                | 540,000 |
| 4,000㎡を超え 5,000㎡以下  |                           |        | 480,000                | 630,000 |
| 5,000㎡を超え 10,000㎡以下 |                           |        | 670,000                | 850,000 |

|                         |                    |          |
|-------------------------|--------------------|----------|
| 建築設備及び工作物※ <sup>3</sup> | 昇降機（型式部材等製造者認証の場合） | 30,000/基 |
|                         | 工作物（名古屋市型擁壁の場合）    | 35,000/基 |
|                         | 上記以外               | 45,000/基 |

※<sup>1</sup>法第6条の4による確認の特例有りの建築物。法第6条第1項第三号建築物、法第68条の11に定める型式部材等製造者の認証を受けた建築物等。

※<sup>2</sup>一戸建ての住宅（住宅の用途以外の床面積の合計が1/2以上であるものを除く）、長屋、倉庫、配送センター、車庫、工場その他これらに類する建築物等。

※<sup>3</sup>建築物の確認申請において昇降機等を併願申請する場合は、該当する手数料を加算します。また、エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

◆同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、法第6条の4による確認の特例有りの30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。

◆計画変更確認申請手数料については、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する（1）の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。

また、当社以外で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし（元の申請部分の床面積を含める）手数料を算定します。なお、建築設備及び工作物の計画変更は、（1）の基本手数料とします。

◆受付後に再審査が必要になるような大幅な変更は、計画変更確認申請の手数料算定方法で算定した確認申請手数料に相当する額が追加となります。

◆用途変更、一体増築、大規模修繕・模様替、移転の場合は申請する建築物の床面積の合計で算定します。

◆当社が審査・検査が困難と判断するもの、限界耐力計算法による場合は、それぞれ別途見積もりとします。

◆確認申請件数等に応じた割引が受けられるAKC会員制度も別途ご用意しております。

## (2) 確認申請の加算手数料

(非課税)単位：円

|                              |                 |
|------------------------------|-----------------|
| 省エネ基準適合が仕様基準の場合              | 27,000/住戸       |
| 天空率の審査                       | 斜線規制毎に基本手数料の20% |
| 日影規制の審査                      | 基本手数料の20%       |
| 構造適判不要審査（ルート2審査）             | 103,000         |
| 確認の特例なしの建築物で構造上の棟数が2以上       | 基本手数料の20%       |
| 構造適判による図書整合性審査               | 23,000          |
| 特定天井の審査                      | 基本手数料の20%       |
| 土砂災害特別警戒区域の規制による構造審査         | 47,000          |
| バリアフリー法の審査                   | 基本手数料の20%       |
| 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法による場合 | それぞれ基本手数料の40%   |
| 紙面による申請                      | 基本手数料の20%       |

◆棟毎及び構造上の棟毎に算定が必要になります。

### (3) 中間・完了検査基本手数料

(非課税)単位：円

| 検査対象床面積            | 中間検査                      |         | 完了検査                      |         |
|--------------------|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
|                    | 検査の特例有りの建築物※ <sup>1</sup> | 左記以外    | 検査の特例有りの建築物※ <sup>1</sup> | 左記以外    |
| 100㎡以下             | 24,000                    | 53,000  | 27,000                    | 47,000  |
| 100㎡を超え200㎡以下      | 32,000                    | 56,000  | 35,000                    | 50,000  |
| 200㎡を超え300㎡以下      | 58,000                    | 87,000  | 58,000                    | 78,000  |
| 300㎡を超え500㎡以下      | 63,000                    | 98,000  | 63,000                    | 95,000  |
| 500㎡を超え1,000㎡以下    | 70,000                    | 128,000 | 70,000                    | 112,000 |
| 1,000㎡を超え2,000㎡以下  | 見積もり                      | 179,000 | 見積もり                      | 123,000 |
| 2,000㎡を超え3,000㎡以下  |                           | 250,000 |                           | 228,000 |
| 3,000㎡を超え4,000㎡以下  |                           | 300,000 |                           | 256,000 |
| 4,000㎡を超え5,000㎡以下  |                           | 350,000 |                           | 332,000 |
| 5,000㎡を超え10,000㎡以下 |                           | 450,000 |                           | 380,000 |

| 建築設備及び工作物※ <sup>2</sup> | 完了検査               |          |
|-------------------------|--------------------|----------|
|                         | 昇降機（型式部材等製造者認証の場合） | 25,000/基 |
|                         | 工作物（名古屋市型擁壁の場合）    | 32,000/基 |
|                         | 上記以外               | 45,000/基 |

※<sup>1</sup>法第7条の5による検査の特例有りの建築物。法第6条第1項第三号建築物、法第68条の11に定める型式部材等製造者の認証を受けた建築物等。

※<sup>2</sup>建築物の完了検査において昇降機等を併願申請する場合は、該当する手数料を加算します。また、エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

- ◆中間検査の申請部分の床面積は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-2に示す方法で算定します。
- ◆同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、法第7条の5による検査の特例有りの30㎡以下の付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆確認申請が特例を適用していて検査で特例が適用できないもののうち、審査特例となっていた部分の審査・検査を行う必要がある場合は中間（中間検査がない場合は完了）検査申請時に、(1)による確認申請手数料を加算します。なお、その場合は審査特例となっていた部分の図書の提出及び確認が新たに必要となります。
- ◆当社で仮使用認定通知書を交付している建築物の(3)の申請部分の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計から仮使用認定されている部分の床面積の1/2を除いた床面積とします。
- ◆一体増築、大規模修繕・模様替、移転の場合は申請する建築物の床面積の合計で算定します。
- ◆当社以外で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。
- ◆検査追加説明書については、計画変更確認申請の手数料算定方法で算定した確認申請手数料に相当する額が追加となります。
- ◆検査当日の申請者様都合のキャンセルは(3)の基本手数料とします。
- ◆確認申請件数等に応じた割引が受けられるAKC会員制度も別途ご用意しております。

#### (4) 中間・完了検査の加算手数料

(非課税)単位：円

|   |                                   |         |
|---|-----------------------------------|---------|
| 省エネ基準検査対象建築物の完了検査（当社で建設住宅性能評価の検査があるものを除く） | 100㎡以下                            | 8,000   |
|   | 100㎡を超え200㎡以下                     | 10,000  |
|   | 200㎡を超え300㎡以下                     | 11,000  |
|   | 300㎡を超え500㎡以下                     | 13,000  |
|   | 500㎡を超え1,000㎡以下                   | 20,000  |
|   | 1,000㎡を超え2,000㎡以下                 | 24,000  |
|   | 2,000㎡を超え3,000㎡以下                 | 68,000  |
|   | 3,000㎡を超え4,000㎡以下                 | 85,000  |
|   | 4,000㎡を超え5,000㎡以下                 | 103,000 |
|   | 5,000㎡を超え10,000㎡以下                | 120,000 |
| 軽微変更報告書が提出されている場合（特例有りの建築物を除く）            | 基本手数料の5%（直前の確認以降に提出された回数分完了検査に加算） |         |
| 省エネ適判が当社以外の完了検査                           | 23,000                            |         |
| 地域別追加手数料                                  | 田原市、新城市、<br>離島を除く都市計画区域外          | 20,000  |
|   | 離島                                | 50,000  |
| 再検査・休日、業務時間外の検査                           | 基本手数料の50%（+地域別追加手数料）              |         |

## (5) 仮使用認定の基本手数料

(非課税)単位：円

| 仮使用部分の床面積           |         |
|---------------------|---------|
| 100㎡以下              | 57,000  |
| 100㎡を超え 200㎡以下      | 70,000  |
| 200㎡を超え 300㎡以下      | 95,000  |
| 300㎡を超え 500㎡以下      | 107,000 |
| 500㎡を超え 1,000㎡以下    | 155,000 |
| 1,000㎡を超え 2,000㎡以下  | 235,000 |
| 2,000㎡を超え 3,000㎡以下  | 430,000 |
| 3,000㎡を超え 4,000㎡以下  | 550,000 |
| 4,000㎡を超え 5,000㎡以下  | 630,000 |
| 5,000㎡を超え 10,000㎡以下 | 850,000 |

| 建築設備及び工作物※ <sup>1</sup> | 昇降機（型式部材等製造者認証の場合） | 25,000/基 |
|-------------------------|--------------------|----------|
|                         | 工作物（名古屋市型擁壁の場合）    | 35,000/基 |
|                         | 上記以外               | 45,000/基 |

※<sup>1</sup>建築物の仮使用認定申請において昇降機等を併願申請する場合は、該当する手数料を加算します。また、エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

- ◆上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。
- ◆同一敷地内に2棟以上の建築物の仮使用認定を申請する場合の仮使用認定手数料は、それぞれの建築物の仮使用認定部分の床面積に係る仮使用認定手数料の合計となります。
- ◆当社以外で建築確認を受けた場合の仮使用認定手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料を加算します。
- ◆確認申請件数等に応じた割引が受けられるAKC会員制度も別途ご用意しております。

## (6) 仮使用認定の加算手数料

(非課税)単位：円

| 地域別追加手数料        | 田原市、新城市、<br>離島を除く都市計画区域外 | 20,000 |
|-----------------|--------------------------|--------|
|                 | 離島                       | 50,000 |
| 再検査・休日、業務時間外の検査 | 基本手数料の50%（+地域別追加手数料）     |        |

## ◆ 省エネルギー性能適合性判定業務料金（案）

### (1) 住宅料金

(税込)単位：円

| 申請種別   | 基本料金            |                |
|--------|-----------------|----------------|
|        | 基本              | 仕様基準+一次エネルギー計算 |
| 一戸建て住宅 | 40,700          | 29,700         |
| 長屋     | 88,000+3,300×戸数 | 別途見積り          |
| 共同住宅   | 88,000+3,300×戸数 |                |

◆以下のいずれかの住宅については上表料金の50%を加算できるものとします。

- ① 当社への建築確認の併願申請がない場合
- ② 木造以外の住宅
- ③ 床面積が200㎡超えの住宅
- ④ 紙面にて申請を行う場合

◆計画変更および軽微変更該当証明に係る料金は、上表の50%とします。

◆当機関以外で適合性判定を受けている計画変更及び軽微変更該当証明書発行等の料金は上表とします。

◆適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

◆住宅性能評価・表示協会以外の表計算、一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。

◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

### (2) 非住宅建築物料金

(税込)単位：円

| 対象面積                | 標準入力法               |         |           | モデル建物法              |         |         | 計算対象の室、<br>設備がない場合 |
|---------------------|---------------------|---------|-----------|---------------------|---------|---------|--------------------|
|                     | ホテル等<br>病院等<br>集会所等 | 工場等     | 左記以外      | ホテル等<br>病院等<br>集会所等 | 工場等     | 左記以外    |                    |
| 100㎡以下              | 220,000             | 110,000 | 198,000   | 77,000              | 38,500  | 66,000  | 27,500             |
| 100㎡を超え 200㎡以下      | 253,000             | 132,000 | 242,000   | 88,000              | 44,000  | 79,200  |                    |
| 200㎡を超え 300㎡以下      | 418,000             | 165,000 | 297,000   | 132,000             | 55,000  | 99,000  |                    |
| 300㎡を超え 500㎡以下      | 451,000             | 198,000 | 330,000   | 165,000             | 66,000  | 110,000 |                    |
| 500㎡を超え 1,000㎡以下    | 55,000              | 220,000 | 385,000   | 181,000             | 71,500  | 121,000 |                    |
| 1,000㎡を超え 2,000㎡以下  | 770,000             | 232,000 | 495,000   | 220,000             | 77,000  | 165,000 |                    |
| 2,000㎡を超え 3,000㎡以下  | 990,000             | 363,000 | 880,000   | 275,000             | 110,000 | 242,000 |                    |
| 3,000㎡を超え 4,000㎡以下  | 1,100,000           | 418,000 | 968,000   | 330,000             | 132,000 | 286,000 |                    |
| 4,000㎡を超え 5,000㎡以下  | 1,210,000           | 55,000  | 110,000   | 385,000             | 154,000 | 341,000 |                    |
| 5,000㎡を超え 10,000㎡以下 | 1,320,000           | 660,000 | 1,210,000 | 440,000             | 187,000 | 396,000 |                    |

◆用途区分は用途区分表によります。

◆当社への建築確認の併願申請がない場合は上表料金の50%を加算します。

◆敷地内に複数の建築物がある場合、適合義務対象建築物ごとの申請です。

- ◆増築又は改築の場合には、非住宅部分のうち、増改築に係る部分の床面積が対象です。
- ◆2種以上の用途の建築物の場合、対象用途ごとの上表面積の料金の合計額とします。
- ◆省エネ適合性判定を単独申請（当機関以外で建築確認を申請）の場合は、上表料金の50%加算します。
- ◆計画変更および軽微変更該当証明に係る料金は、上表の50%とします。
- ◆当機関以外で適合性判定を受けている計画変更及び軽微変更該当証明書発行等の料金は上表とします。
- ◆紙面にて申請を行う場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆適合判定通知書及び軽微変更該当証明書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。
- ◆一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。
- ◆複合建築物の住宅部分で当機関で行った設計住宅性能評価または長期使用構造の確認において、基準の審査が終了済みの場合は、次の額とします。
  - ① 一戸建ての住宅、併用住宅の住宅部分11,000円
  - ② 共同住宅等 11,000+1,100×（戸数-1）円
- ◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

用途区分表

| 用途区分 | 用途              |   |                            |
|------|-----------------|---|----------------------------|
|      | 8070            | 幼稚園   |                            |
|      | 8080            | 小学校   |                            |
|      | 8082            | 義務教育学校  |                            |
|      | 8090            | 中学校、高等学校又は中等教育学校  |                            |
|      | 8100            | 特別支援学校  |                            |
|      | 8110            | 大学又は高等専門学校  |                            |
|      | 8120            | 専修学校  |                            |
|      | 8130            | 各種学校  |                            |
|      | 8132            | 幼保連携型認定こども園   |                            |
|      | 8140            | 図書館その他これに類するもの  |                            |
|      | 8150            | 博物館その他これに類するもの  |                            |
|      | 8152            | 美術館その他これに類するもの  |                            |
|      | 8160            | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  |                            |
|      | 8170            | 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの  |                            |
|      | 8180            | 保育所その他これに類するもの  |                            |
|      | 8190            | 助産所（入所する者の寝室があるものに限る）   |                            |
|      | 8192            | 助産所（入所する者の寝室がないものに限る）   |                            |
|      | 8210            | 児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。） |                            |
|      | ホテル等、病院等、集会所等   | 8220  | 児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。） |
|      |                 | 8230  | 公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く）     |
| 8240 |                 | 診療所（患者の収容施設のあるものに限る）  |                            |
| 8250 |                 | 診療所（患者の収容施設のないものに限る）  |                            |
| 8260 |                 | 病院  |                            |
| 8300 |                 | 地方公共団体の支庁又は支  |                            |
| 8330 |                 | 税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの  |                            |
| 8370 |                 | ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、パッティング練習場  |                            |
| 8380 |                 | 体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く）  |                            |
| 8390 |                 | ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの                             |                            |
| 8400 | ホテル又は旅館         |   |                            |
| 8410 | 自動車教習所          |   |                            |
| 8480 | 映画スタジオ又はテレビスタジオ |   |                            |

|     |      |  |
|-----|------|--|
|     | 8530 | 劇場、映画館又は演芸場  |
|     | 8540 | 観覧場  |
|     | 8550 | 公会堂又は集会所   |
|     | 8560 | 展示場  |
|     | 8590 | ダンスホール   |
|     | 8600 | 個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 |
| 工場等 | 8310 | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋                              |
|     | 8340 | 工場（自動車修理工場を除く）                                     |
|     | 8350 | 自動車修理工場  |
|     | 8360 | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの                                   |
|     | 8420 | 畜舎   |
|     | 8430 | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場                                |
|     | 8490 | 自動車車庫  |
|     | 8500 | 自転車駐車場   |
|     | 8510 | 倉庫業を営む倉庫   |
|     | 8520 | 倉庫業を営まない倉庫   |
|     | 8610 | 卸売市場   |
|     | 8620 | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設                       |
|     | 8630 | 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの                             |
|     | 8640 | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの                                   |

## ◆ 住宅性能評価業務料金（案）

### (1) 一戸建て住宅（新築）

(税込)単位：円

| 申請種別     | 基本料金    |            |
|----------|---------|------------|
|          | 必須分野のみ  | 選択分野を含める場合 |
| 設計住宅性能評価 | 46,200  | 69,300     |
| 建設住宅性能評価 | 107,800 | 151,800    |

| 申請種別       | 変更内容       | 料金     |
|------------|------------|--------|
| 変更設計住宅性能評価 | 構造に関わる項目   | 13,750 |
|            | 構造以外の1項目ごと | 8,800  |
|            | 誤記補正       | 5,500  |
| 設計変更報告     | 構造に関わる項目   | 11,000 |

### (2) 共同住宅（新築）

(税込)単位：円

| 評価申請戸数      | 設計住宅性能評価<br>(基本料金+評価対象戸料金)        |                                   | 建設住宅性能評価<br>(基本料金+評価対象戸料金)        |                                   |
|-------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|             | 必須分野のみの場合                         | 選択分野を含む場合                         | 必須分野のみの場合                         | 選択分野を含む場合                         |
| 9戸以下        | $99,000+11,000 \times \text{戸数}$  | $99,000+12,100 \times \text{戸数}$  | $176,000+11,000 \times \text{戸数}$ | $176,000+13,200 \times \text{戸数}$ |
| 10戸以上 19戸以下 | $140,800+11,000 \times \text{戸数}$ | $140,800+12,100 \times \text{戸数}$ | $198,000+11,000 \times \text{戸数}$ | $198,000+13,200 \times \text{戸数}$ |
| 20戸以上 29戸以下 | $151,800+11,000 \times \text{戸数}$ | $151,800+12,100 \times \text{戸数}$ | $253,000+11,000 \times \text{戸数}$ | $253,000+13,200 \times \text{戸数}$ |
| 30戸以上 39戸以下 | $184,800+11,000 \times \text{戸数}$ | $184,800+12,100 \times \text{戸数}$ | $330,000+11,000 \times \text{戸数}$ | $330,000+13,200 \times \text{戸数}$ |
| 40戸以上 49戸以上 | $203,500+11,000 \times \text{戸数}$ | $203,500+12,100 \times \text{戸数}$ | $451,000+11,000 \times \text{戸数}$ | $451,000+13,200 \times \text{戸数}$ |
| 50戸以上       | 別途見積り                             |                                   |                                   |                                   |

| 申請種別       | 変更内容       | 料金                       |
|------------|------------|--------------------------|
| 変更設計住宅性能評価 | 構造に関わる項目   | 基本料金の30%                 |
|            | 構造以外の1項目ごと | $5,500 \times \text{戸数}$ |
|            | 誤記補正       | $5,500 \times \text{戸数}$ |
| 設計変更報告     | 構造に関わる項目   | 基本料金の10%                 |
| 変更内容が軽微の場合 | 構造以外の1項目ごと | $5,500 \times \text{戸数}$ |

◆選択分野は、必須分野（構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新の配慮および温熱環境・エネルギー消費量）以外の分野です。

◆上記料金表にない場合は別途見積りとなります。

◆当機関で設計性能評価書を交付していない建設住宅性能評価料金は、設計性能評価料金を加算します。

◆審査・検査が困難と判断されるもの、限界耐力計算法および時刻歴応答解析による場合は、それぞれ別途見積りとなります。

◆評価等業務規程第31条による評価申請件数等に応じた減額がございます。

### (3) 加算料金

(税込)単位：円

| 内容  | 設計住宅性能評価 | 建設住宅性能評価 | 長期使用構造等<br>確認 |
|---|----------|----------|---------------|
| (1) 申請者の依頼その他の事由で、評価等業務規程第3条に定める休日および業務時間以外に評価を行うとき   | 20%      | 20%      | 20%           |
| (2) 当機関の責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した場合   | 20%      | 20%      | 20%           |
| (3) 評価等業務規程第13条1項に定める計画の変更等（第13条2項の場合を除く）により、審査・検査の追加、やり直しが生ずる場合  | 50%      | 50%      | 50%           |
| (4) 地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除き、年間の評価等の申請件数が一戸建て住宅10棟以上又は共同住宅等10棟以上の申請が見込めない場合（地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除く）で評価業務の効率的な実施が難しい場合 | 50%      | 50%      | 50%           |
| (5) その他当機関が必要であると判断した場合   | 50%      | 50%      | 50%           |

◆以下のいずれかの住宅については評価等業務規程第32条（5）を適用できるものとします。

- ①当社への建築確認の併願申請がない場合。
- ②建築確認における審査の特例がある場合。
- ③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。
- ④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。
- ⑤階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。
- ⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。
- ⑦紙面にて申請を行う場合。

◆住宅性能評価・表示協会以外の表計算、一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。

◆平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとします。

◆検査回数が4回を超える場合は1検査ごとに基本料金の20%を加算します。（再検査による場合を含む。）

◆検査当日の申請者様都合のキャンセルは建設評価料金の20%とします。

◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。

◆再検査は22,000円（税込）又は基本料金の20%のうち高い料金とします。

◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

## ◆長期使用構造等確認業務料金（案）

### (1) 新築住宅

(税込)単位：円

| 申請種別   | 基本料金   |                   |
|--------|--------|-------------------|
|        | 必須分野のみ | 設計住宅性能評価と併せて申請の場合 |
| 一戸建て住宅 | 46,200 | 8,800             |
| 共同住宅等  | 別途見積り  |                   |

| 申請種別                        | 変更内容       | 料金     |
|-----------------------------|------------|--------|
| 一戸建て住宅<br>変更確認申請            | 構造に関わる項目   | 13,750 |
|                             | 構造以外の1項目ごと | 8,800  |
|                             | 誤記補正       | 5,500  |
| 一戸建て住宅<br>軽微変更該当証明          | 構造に関わる項目   | 11,000 |
|                             | 構造以外の1項目ごと | 5,500  |
| 共同住宅等<br>変更確認申請<br>軽微変更該当証明 | 別途見積り      |        |

◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

◆審査が困難と判断されるもの、限界耐力計算法および時刻歴応答解析による場合は、それぞれ別途見積りとします。

◆評価等業務規程第31条による評価申請件数等に応じた減額がございます。

### (2) 加算料金

(税込)単位：円

| 内容  | 設計住宅性能評価 | 建設住宅性能評価 | 長期使用構造等<br>確認 |
|---|----------|----------|---------------|
| (1) 申請者の依頼その他の事由で、評価等業務規程第3条に定める休日および業務時間以外に評価を行うとき   | 20%      | 20%      | 20%           |
| (2) 当機関の責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した場合   | 20%      | 20%      | 20%           |
| (3) 評価等業務規程第13条1項に定める計画の変更等（第13条2項の場合を除く）により、審査・検査の追加、やり直しが生ずる場合  | 50%      | 50%      | 50%           |
| (4) 地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除き、年間の評価等の申請件数が一戸建て住宅10棟以上又は共同住宅等10棟以上の申請が見込めない場合（地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除く）で評価業務の効率的な実施が難しい場合 | 50%      | 50%      | 50%           |
| (5) その他当機関が必要であると判断した場合   | 50%      | 50%      | 50%           |

◆以下のいずれかの住宅については評価等業務規程第32条（5）を適用できるものとします。

①当社への建築確認の併願申請がない場合。

②建築確認における審査の特例がある場合。

③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。

④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。

⑤階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。

⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。

⑦紙面にて申請を行う場合。

◆住宅性能評価・表示協会以外の表計算、一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとなります。

◆平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとなります。

◆確認書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

## ◆フラット35 適合証明業務手数料（案）

### (1) 一戸建て住宅（新築）

(税込)単位：円

| 種別           | 基本手数料  |        |        | 建設住宅性能評価<br>による<br>現場検査省略※ <sup>1</sup> |
|--------------|--------|--------|--------|---|
|              | 設計検査   | 中間現場検査 | 竣工現場検査 |   |
| フラット35       | 13,200 | 16,500 | 16,500 | 8,800                                   |
| フラット35竣工済み特例 | 55,000 |        |        | -                                       |

※<sup>1</sup>当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合に限る。

### (2) 共同住宅・賃貸住宅（新築）

(税込)単位：円

| 申請戸数  | 基本手数料           |                      | 建設住宅性能評価<br>による<br>現場検査省略※ <sup>1</sup> |
|-------|-----------------|----------------------|---|
|       | 設計検査            | 竣工現場検査               |   |
| 10戸以下 | 88,000+3,300×戸数 | 77,000               | 8,800/通                                 |
| 11戸以上 |                 | 77,000+3,300×(戸数-10) |   |

※<sup>1</sup>当機関で取得した建設住宅性能評価書を活用する場合に限る。

### (3) 加算手数料

(税込)単位：円

◆フラット35Sを選択の場合に、下記表のとおり設計検査手数料に加算します。

|        | 省エネルギー性  | 耐震等級      | バリアフリー性  | 耐久性・可変性  |
|--------|----------|-----------|----------|----------|
| 一戸建て住宅 | 40,700   | 22,000    | 16,500   | 5,500    |
| 共同住宅等  | 5,500×戸数 | 基本手数料の50% | 5,500×戸数 | 5,500×戸数 |

◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。

◆再検査は22,000円（税込）又は基本手数料の50%のうち高い手数料とします。

◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

◆以下のいずれかの住宅については上表手数料に50%を加算をします。

- ①当社への建築確認の併願申請がない場合。
- ②建築確認における審査の特例がある場合。
- ③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。
- ④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。
- ⑤階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。
- ⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。
- ⑦紙面にて申請を行う場合。

- ◆当社にて住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネルギー性能適合性判定、低炭素建築物技術的審査にて基準が確認できる場合は加算しません。
- ◆設計検査を省略の場合で、省令準耐火を選択の場合は、中間現場検査又は竣工現場検査の申請時（いずれか先の申請時のみ）に3,300円（税込）を加算します。  
平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとします。
- ◆限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査、審査が困難と判断されるものは別途見積りとします。
- ◆適合証の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。

#### (4) 変更手数料

(税込)単位：円

| 申請種別       | 変更内容         |             | 手数料       |
|------------|--------------|-------------|-----------|
| 一戸建て住宅     | 構造に関わる項目     |             | 13,750    |
|            | 構造以外の1項目ごと   |             | 8,800     |
|            | 誤記補正         |             | 5,500     |
|            | 当社が軽微と判断した場合 | 変更にかかわる項目ごと | 5,500     |
| 共同住宅等      | 構造に関わる項目     |             | 基本手数料の30% |
|            | 構造以外の1項目ごと   |             | 5,500×戸数  |
|            | 誤記補正         |             | 5,500×戸数  |
|            | 当社が軽微と判断した場合 | 構造に関わる項目    | 基本手数料の10% |
| 構造以外の1項目ごと |              | 5,500×戸数    |           |

- ◆変更にかかわる手数料は竣工現場申請に加算します。

#### (5) 中古住宅手数料

|      | 手数料     |
|------|---------|
| 中古住宅 | 165,000 |
| リノベ  | 別途見積り   |

- ◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。

## ◆ 低炭素建築物適合性判定業務料金（案）

### （1）新築料金

（税込）単位：円

| 申請種別        | 基本料金   | 省エネルギー性能適合性判定にて<br>基準が確認できる場合 |
|-------------|--------|-------------------------------|
| 一戸建て住宅      | 40,700 | 11,000                        |
| 併用住宅の住宅部分のみ | 60,500 |                               |
| 共同住宅等       |        | 別途見積り                         |
| 非住宅建築物      |        | 別途見積り                         |

- ◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。
- ◆当社への建築確認の併願申請がない場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆木造以外の住宅は上表料金の50%を加算します。
- ◆1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅上表料金の50%を加算します。
- ◆当機関以外で適合性判定を受けている変更の料金は上表とします。
- ◆紙面にて申請を行う場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆適合証の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。
- ◆一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。

### （2）変更料金

（税込）単位：円

| 申請種別        | 変更内容                          | 料金     |
|-------------|-------------------------------|--------|
| 一戸建て住宅      | 外皮性能、一次エネルギー消費量計算<br>に関わる項目ごと | 11,000 |
|             | 誤記補正                          | 5,500  |
| 共同住宅、非住宅建築物 |                               | 別途見積り  |

## ◆ BELS評価業務料金（案）

### (1) 新築料金

(税込)単位：円

| 申請種別        | 基本料金   | 他の業務にて基準が確認<br>できている場合 |
|-------------|--------|------------------------|
| 一戸建て住宅      | 40,700 | 11,000                 |
| 併用住宅の住宅部分のみ | 60,500 |                        |
| 共同住宅等       | 別途見積り  |                        |
| 非住宅建築物      | 別途見積り  |                        |

- ◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。
- ◆当社への建築確認の併願申請がない場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆木造以外の住宅は上表料金の50%を加算します。
- ◆1住戸の床面積が200㎡超えの住宅は上表料金の50%を加算します。
- ◆当機関以外で評価書の交付を受けている変更の料金は上表とします。
- ◆紙面にて申請を行う場合は上表料金の50%を加算します。
- ◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。
- ◆一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。
- ◆当社にて住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネルギー性能適合性判定等にて基準が確認できる場合。

### (2) 変更料金

(税込)単位：円

| 申請種別        | 変更内容                          | 料金     |
|-------------|-------------------------------|--------|
| 一戸建て住宅      | 外皮性能、一次エネルギー消費量計算<br>に関わる項目ごと | 11,000 |
|             | 誤記補正                          | 5,500  |
| 共同住宅、非住宅建築物 | 別途見積り                         |        |

## ◆住宅性能証明業務審査料金（案）

### (1) 新築料金

(税込)単位：円

|        | 基本料金   | 当機関にて交付の<br>フラット35適合証<br>明を取得の場合 |
|--------|--------|----------------------------------|
| 一戸建て住宅 | 26,400 | 11,000                           |

### (2) 加算料金

(税込)単位：円

|        | 省エネルギー性 | 耐震等級   | バリアフリー性 |
|--------|---------|--------|---------|
| 一戸建て住宅 | 40,700  | 44,000 | 40,700  |

- ◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。
- ◆再検査は22,000円（税込）又は基本料金の50%のうち高い料金とします。
- ◆以下のいずれかの住宅については上表料金に50%を加算をします。
  - ①当社への建築確認の併願申請がない場合。
  - ②建築確認における審査の特例がある場合。
  - ③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。
  - ④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。
  - ⑤階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。
  - ⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。
  - ⑦紙面にて申請を行う場合。
- ◆当社にて住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネルギー性能適合性判定等にて基準が確認できる場合は加算しません。
- ◆平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとします。
- ◆限界耐力計算及び時刻暦応答解析の構造審査、審査が困難と判断されるものは別途見積りとします。
- ◆弊社にて行う他の検査と同時に行う場合は加算しません。
- ◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。
- ◆上記料金表にない場合は別途見積りとします。

### (3) 変更料金

(税込)単位：円

| 申請種別   | 変更内容      | 料金     |
|--------|-----------|--------|
| 一戸建て住宅 | 構造に関わる項目  | 13,750 |
|        | 構造以外の項目ごと | 8,800  |
|        | 誤記補正      | 5,500  |